

# 「太陽光発電施設の設置等に関する条例」説明会でいただいた質問及び回答

令和4年9月27日

令和4年9月5日に開催した、「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の説明会においていただいた質問と、それに対する回答につきましては、以下のとおりです。

## 第一部 太陽光発電施設の設置等に関する条例に基づく手続きについて

箇所	御質問の内容（要旨）	回答 (環境生活部再生可能エネルギー室)
第2条 定義	本条例に該当する太陽光発電は、土地に設置するものが対象でよいですか？建物の屋根を使ったものは対象外ですか？	お見込みのとおりです。 建物の屋根や屋上に設置されているものは条例の対象外となります。 ただし、パネルの一部が地面に設置されているものは、対象としておりますので、ご注意ください。
第5条 設置規制区域	設置規制区域のうち、「地すべり防止区域」には、土砂災害危険箇所の地すべり危険箇所は含まれないとの認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 ただし、設置規制区域外に設置する場合でも周囲の状況などから、土砂災害の発生防止などの観点から適切な土地の選定をするようお願いいたします。
第8条 変更許可	軽微変更届の場合も住民説明は必要でしょうか？	申請者の住所及び氏名等の変更など、軽微な変更事項については、必ずしも住民説明が必要とまでは考えておりません。 ただし、工事着手及び完了など、住民の方の住環境等に影響が生じる場合などは、必要に応じて説明の実施を検討してください。
第12条 維持管理等	事故報告の際の発電施設の損壊度合いはどの程度でしょうか？経済産業省の報告基準でよろしいでしょうか？ 災害が起きた場合、災害の規模は具体的にどの程度のことを言いますか。例えばパネル一枚飛んでしまった（発電所内）、発電所内で土砂崩れがあった 事故発生報告の基準が経済産業省のような基準がないので分からないのですが、何を基準に事故発生とするのでしょうか？ 他の方からも質問が有りますが、明らかな事故は別として、事故の定義や例が示されないと混乱すると思います。 Meti報告は10kW以上ですが、それ以下でも報告するということでしょうか。速報とかは無いということでしょうか。	事故の報告の対象は電気事業法及び電気関係報告規則に基づく事故報告に準ずる取扱いとします。 個別の事象について判断に迷う場合は、県に相談してください。 なお、事故が発生した際には、速報としてメール等で速やかに県に事故の概要を報告してください。 また、その詳細や措置内容について記載した事故報告書を30日以内に御提出いただきますので、よろしくお願いいたします。

箇 所	御質問の内容（要旨）	回 答 (環境生活部再生可能エネルギー室)
第22条 罰則	本条例に違反した場合の罰則を教えてください。	<p>罰則については、条例第22条で規定しており、以下に該当する者は5万円以下の過料が課されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設置許可又は変更許可を受けずに太陽光発電施設の設置をした者</li> <li>2. 第十条又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</li> <li>3. 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</li> </ol> <p>なお、本条例を遵守せず、勧告や措置命令・罰則等の対象となった場合、FIT認定が取り消される可能性がありますので、ご注意ください。</p>
附則 経過措置	2020年3月に県ガイドラインに基づきの事業概要届出書類をメールで提出済みですが、受理されているのか確認する方法はありますか？	<p>FIT認定による設備IDなど、発電所の特定が可能な情報をご準備の上、メール・電話などでお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、複数箇所ある場合は、メールでのお問合せがスムーズです。</p>
附則 経過措置	既存施設の届出添付資料で、区域外 維持管理計画書は×となっていますが、P30で「公表する必要がある」とあります。提出資料は不要だが公表は必要という事でしょうか？	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>設置規制区域外の場合、維持管理計画書の提出は不要ですが、策定及び公表は行っていただくこととなります。</p>
附則 経過措置	条例に関する質問ですが、既存施設の区域外維持管理計画書について、提出資料は不要だが公表は必要という場合、その公表はいつまでに行えばよろしいのでしょうか。	<p>設置規制区域外の既存施設の場合、維持管理等計画書の公表は令和5年3月31日までに開始していただきますようお願いいたします。</p>

## 第二部 太陽光発電所のメンテナンス～5つの誤解と求められるあり方～

御質問の内容（要旨）	回 答 （一般社団法人新エネルギーO&M協議会）
<p>発電量の低下について、-1%ライン及び-2%ラインを下回っている発電所の管理方法に関する共通点(発電量が下回っている要因)を低圧と高圧でそれぞれご教示ください。</p>	<p>マイナス2%以上の発電量の低下がある発電所は発電量を把握していないために、メンテナンスのツボを押さえられていないためにそのような状況が発生していると考えられます。</p> <p>高圧も低圧も共通として、まずは発電量の傾向を押さえ、何が問題なのかに当たりをつけて、メンテナンスを行うことが重要です。</p>
<p>設備毎の予防保全に関する見解がありませんでしたが、協議会で推奨している予防保全計画をご教示ください。</p>	<p>見解が分かれるところかもしれませんが、本協会では、発電量を把握し、発電量が低下した場合に機動的に対処することが分かりやすい予防保全になると考えています。</p> <p>太陽光発電所に関しては、保守点検を行った次の日やすぐ後に何か故障が起こる可能性＝タイミングリスクも必ずあり、点検で測定する数値がだんだんと悪化していくだけのものではないので、発電量を把握して傾向的低下が生じた場合にすぐに動くことが重要と考えます。</p>

### 第三部 太陽光発電設備の適切な廃棄処分について

御質問の内容（要旨）	回 答 （環境生活部循環型社会推進課）
<p>新たに計画されている太陽光発電所に関しましては、積立制度により十分な廃棄費用を見込んでの事業となりますが、既存の太陽光発電所では、当初、設備費用の5%程度として申請しており、倍以上の金額設定が見込まれております。</p> <p>今後、新技術により廃棄処分の手法が計画されているとお話も伺いますが、今後も処分費の増額検討は必要でしょうか？</p>	<p>説明で、パネルの処理にかかる費用は1 kWあたり1.4万円程度という試算があると申し上げました。</p> <p>処理費用の試算は御説明しましたが、太陽光パネルのリサイクル業者は未だ少なく、リサイクル方法の進展や処理業者の導入技術の相違もあり、具体的な金額を提示することは難しく、発電期間終了前10年間だけでなく、それ以前にも十分な額を積み立てておくことが重要です。</p>
<p>宮城県内において、シリコン系や化合物系太陽光モジュールの処分ができる最終処分場の数を増やす計画についてご教示ください。</p>	<p>現在管理型最終処分場は県内に3ヶ所しかなく、また、処分場ごとに独自の受入基準を設けていることなどから、太陽光パネルの受け入れ可否は不透明な状況です。</p> <p>県としましては、持続可能な循環型社会の推進のため、廃太陽光パネルにつきましても他の廃棄物と同様に、リユース、リサイクルを推進し、最終処分量を極力減らすための施策を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>使用済パネルについて、売却やリユースのため、有価物として活用する場合があるとの説明がありましたが、保管方法がよくない場合に、「有価物として保管されている」のではなく、「廃棄物の不法投棄」であるとみなされることはありますか。</p>	<p>廃棄物該当性は、物の性状や取引価値の有無などから総合的に判断します。使用済パネルの有価物としての売却や再使用を考える場合、性能検査を行った上で、新品のパネルと同様に管理された状態で保管等を行う必要があります。</p> <p>リユース品と称していながら、乱雑に積み上げるなど通常のパネルの取扱いとは異なる保管等が行われている場合には、使用済パネルを廃棄物と判断し、基準に即した保管や処理を行うよう、必要な指導を行うことが考えられます。</p>